

**人のうごき**  
3月14日～4月13日に確認できた方  
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 おちのか 大塚	友記憲	祐子	21 北町2丁目
結斗 楓	英仁	好恵	上岐登牛
まぐち 地	泰介	やよい	東町2丁目
まきの 牧野	俊憲	明子	西区
わたなべ 渡邊	雅宏	彩加	第26
あべ 阿部	海	美菜	
たかだ 高田	洵司		

**おくやみ**

亡き人	歳	届出人	町内会
河村 文子	87歳	河村 勤	15区
坂田 澄子	96歳	坂田 榮治	4南
岡 喜美江	93歳	岡 正文	6東区
稲垣 雅子	59歳	稲垣 聡	南町1丁目
齋藤 三子	88歳	齋藤 裕	17区
町田 初江	94歳	町田 行広	西区

**人口・世帯数 3月末日現在**

人口	8,217人 (前月比-112人)
男	3,826人 (前月比-36人)
女	4,391人 (前月比-76人)
世帯数	3,775戸 (前月比-104戸)
出生	7人
死亡	11人
転入	82人
転出	191人
その他	1人

**夜間収納相談日**  
**5月14日(月)**  
後5時15分～後8時  
税務課4番窓口(役場1階)

**無料法律相談**  
**5月30日(水)**  
後1時～後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約)  
予約・お問い合わせは18日(金)まで  
(役場企画総務課総務室)

## 税務課から

課税室は☎内線123、124、  
収納室は☎内線122

### 固定資産税、軽自動車税の手続きをお忘れなく

**■未登記建物の届け出**  
固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、建物、償却資産に課税される税金です。登記していない建物(住宅、車庫、物置など)は固定資産税の課税対象ですので、建物の新築、増・改築、取り壊しなど、異動がある場合は税務課に届け出てください。  
建物の登記は、法務局での手続きです。

**■軽自動車税**  
毎年4月1日現在の所有者に課税する税金です。

車両を売買、廃棄、譲渡した、または引越など登録内容が変更です。

更になつた場合は届け出が必要  
す。

「原動機付自転車」(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用トラクター、乗用田植機、フォークリフト、コンバインなど)を新たに取得する場合は税務課に届け出てナンバープレート  
の交付を受けてください。乗用装置のある農耕作業用自動車(農耕用トラクターなど)は小型特殊自動車に分類されるため、軽自動車税の課税対象です。

### ▼手続き場所

- 「原動機付自転車」、小型特殊自動車は役場税務課
- 軽四輪車、軽三輪車、軽二輪車(排気量250cc以下のバイク)は軽自動車検査協会旭川事務所☎050-3816-1765
- 二輪の小形自動車(排気量250cc超のバイク)は旭川運輸支

## 局 ☎050-5540-2100

### 町税、各種公的料金、保険料の支払いは口座振替で

町税、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料、国民健康保険料、介護保険料の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。  
支払い手数料が不要で、納め忘れの心配もありません。役場税務課窓口、町指定の金融機関でお申し込みください。自動引き落としの開始まで手続きに日にちを必要としますので、詳しくはお問い合わせください。

## 企画総務課から

お問い合わせは総務室☎内線221、募集については☎内線230

午前8時半～午後5時(応談)  
期間 5月下旬から来年3月末日  
賃金 月額14万2千600円(月

一金曜日の場合)、社保あり  
締め切り 5月10日(木)まで  
提出書類 履歴書(本人の顔写真付き、書類選考、面接あり)  
申し込み・お問い合わせ 企画総務課(担当・西川)

## 定住促進課から

各種届け出は住民室☎内線112、114

### 老齢基礎年金の繰り上げ支給、繰り下げ支給

老齢基礎年金は、原則として「65歳に達した日(誕生日の前日)」の翌月分から受給可能になります。しかし「繰り上げ支給」といって、65歳の支給開始年齢よりも早い時期から基礎年金を受け取り、または66歳以後に遅れて老齢基礎年金を受給する「繰り下げ支給」を選択することもできます。繰り上げ、または繰り下げの選択をすると、繰り上げの場合は受け取る年金額が一定の割合で減額になり、繰り下げの場合は一定の割合で受け取る年金額が増額になります。

年金額はその後、同じ割合で生涯減額または増額の老齢基礎年金額になります。老齢基礎年金に年

金額を付加することが出来る付加年金も同じ割合で減額または増額されます。

**▼繰り上げ支給** 60歳以後65歳になるまでの間に、請求して老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。受給開始年齢によって、一定の割合で受け取る年金額が減額されます。

**▼繰り下げ支給** 66歳以後70歳までの間に、請求して老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。受給開始年齢によって一定の割合で受け取る年金額が増額します。

### 犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

ペット犬の新規登録、狂犬病予防注射を実施します。獣医師の戸別訪問も可能です。  
新規登録料は3千円、狂犬病予防注射は3千110円です。動物病院等で別途狂犬病予防注射を受診した場合、狂犬病予防注射済み票を交付します(手数料550円)。

▼5月10日(木) 午前9時から巡回①第三地区コミュニティセンター②旧森林組合管理跡地③第三分団消防庁舎④第二分団消防庁舎前▼同日(金) 午前9時から巡回①上岐登牛住民集会所②東雲住民集会所③第二地区コミュニティセンター④17区町内

## 第1回「地域コミュニティ推進会議」

4月12日、本年度の第1回「地域コミュニティ推進会議」が役場で開かれ、町から新たな町内各地区自治振興会の役員の方を委嘱しました。

- 各地区で決まった新役員、事務局体制は次の通りです。(敬称略)
- 【中央自治振興会】  
▼会長 松崎豊▼副会長 引地俊夫、直野秀義▼事務局長 藤田勝美
- 【西部自治振興会】  
▼会長 松岡洋信▼副会長 熊谷裕之、佐竹司兆▼事務局長 森田貞義
- 【第一自治振興会】  
▼会長 窪田敏博▼副会長 盛永光義、小谷正▼事務局長 三輪裕子
- 【キトウシ自治振興会】  
▼会長 入江章▼副会長 田代

晴夫、高木正晴▼事務局長 中西良夫  
【第三自治振興会】  
▼会長 石山修▼副会長 中條勝彦、矢澤睦▼事務局長 釣谷理津子

**町史編集補助員(臨時職員)の募集**  
東川町史編さん作業を補助する臨時職員を募集します。希望者はお申し込みください。  
業務内容は町史編さん専門員の指示で、簡単な原稿、表、グラフの作成や原稿のチェックなどを補助的に担当します。  
募集人員 1人  
資格 パソコン上で文書編集、表計算用ソフトのワード、エクセルを使える方(記事編集、校閲経験者優先)  
勤務場所 役場内  
勤務時間 原則平日(月一金曜日)

## 「東川町美しい風景への賞」の推薦募集

本年度「東川町美しい風景づくり賞」の選考、審査に先立って、景観整備に力を入れている町内の住宅、店舗などを広く募集します。審査対象は町内全域の住宅、店舗等(敷地内の花壇、建物設計、木彫看板など)で、応募は自薦、他薦を問いません。審査委員が後日現地調査を行って審査します。

町の住みよい景観保全などを定めている「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づいて毎年実施しています。昨年は個人部門で3カ所受賞しました。  
受賞した住宅などのオーナーには、表彰状、1万円相当の賞品、受賞記念プレートを贈呈しています。

## 都市建設課から

お問い合わせは公共施設管理室☎内線242

## 今年度の地籍調査が始まります

本年度の地籍調査は、南町3丁目、同4丁目、東町3丁目と同4丁目の各一部で最終3年目の作業、西町3丁目、北町4丁目、北町5丁目と同6丁目の一部で2年目作



ため、石標に変更希望する場合は、費用、境界の現地立会と閲覧に伴う交通費をいずれも別途個人負担する必要があります。境界が不明確な土地

業を実施します。  
西町4丁目、西町5丁目、西町6丁目、西町7丁目、北町7丁目の各一部地区は、ともに調査開始します。関係者説明会を行って1年目の作業を始めます。  
本年度で調査開始から7年目に当たり、調査対象区域は町内全域です。東町、西町、南町、北町の各市街地宅地を9ブロックに分けて先行調査しています。毎年1ブロックずつ着手し、1ブロック当たり3年間の作業で2023(平成35)年度に完了予定です。  
土地一筆ごとに境界測量、面積測定し、正確な図面(地籍図)、台帳(地籍簿)を作成し、写しを法務局に送付して土地登記簿を改めます。

費用の個人負担はありません。設置するくいはプラスチック製の

その場合、測量経費が高額になるため、個人では土地境界を確定または解決できない事態になりかねません。調査は国土調査法に基づくものですから、土地の位置、面積などを事前に把握することで土地境界に関するトラブルを未然に防ぐことが可能になります。  
調査完了に伴って、土地の位置は地球上の座標で正確に表示できるようにになります。将来何らかの原因で境界線が消失する事故が起きてても正確迅速に復旧でき、少ない経費で土地境界を復元することができるようになります。  
▼調査完了地区の皆さまへ